

若者が苦しんでいます！

奨学金問題

大学・専門学校へ
進学を希望する
すべての若者に

学ぶチャンスを ください！



すべての希望する学生が家庭の経済状況に関わらず高等教育をうけることができるようになります！

高等学校の教職員が安心して生徒の進学をサポートできるように！

わたしたちは提案します！

日本の奨学金、

日本の若者はこんなに貧しい！！

半数以上の若者が奨学金なしには進学できない！？

現在、大学生の半数以上が奨学金を受給しています。しかも、この割合は右肩上がりの増加傾向にあります。この背景にあるのは、家計収入の減少と授業料の高騰にあると思われます。家計の状況は90年代以降困難になっているにも関わらず、大学の授業料は年々増加。国立大学ですら60年から50倍以上値上がりしています。専門学校も同様です。2014年度の初年度納入金の平均は1,218,000円とされています(東京都専修学校各種学校協会調査)。

このような状況で進学するためには、奨学金受給に頼らなくてはならないことは自明と言えるでしょう。



ローンと化した奨学金！ここが問題！

「奨学金」ではなく「ローン」です！

日本学生支援機構奨学金は、返済能力のある連帯保証人・保証人(もしくは機関保証制度加入)とともに、『確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書』への押印・提出が義務づけられています。これは、返済を滞納した時に、クレジットカードが使えなくなったり、ローンが組めなくなったりすることに〈同意〉する文書です。第二種は有利子であり、現在は銀行より利率が低いとはいえ、実質的に教育ローンと変わりません。

「奨学金」なのに利子がつく！？

日本学生支援機構奨学金には無利子の第一種と、有利子の第二種があります。利子がつく「奨学金」をやっている国は日本くらいです。この第二種を利用する人員は年々増加しています。この利子を次の融資資金にしています。これでは学生の教育を支える「奨学金」ではなく、金融事業の「ローン」です。

要件を満たしても、採用されない！？

応募に当たっては、学業成績や家庭の経済状態などの適合条件があり、さらに、煩雑な申請手

海外とくらべても日本の奨学金はオカシイ！

日本の高等教育にかかるGDPに占める公財政支出はOECD各国平均の約半分！

OECD加盟国の中で、日本が教育にかける支出は各国平均の約半分。左のグラフが物語っているように、私費負担の割合はかなり大きいことが分かります。日本がいかに教育にお金をかけない国か、火を見るより明らかです。

そして、もちろん貸与の奨学金、さらには利子のつく「奨学金」をやっている国は日本だけ。ヨーロッパの多くの国は大学の授業料も無償です。

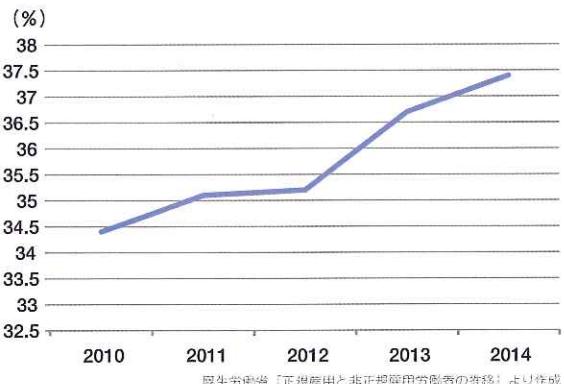
日本の若者が苦しんでいるのは、こうした構造的な問題とも言えます。

ここが問題！

卒業しても、非正規労働！？

非正規雇用労働者は 2014 年、37.4% もいることが分かります。卒業しても不本意に非正規労働者となる学生が多いことは容易に想像ができます。そういう学生達が、多額の奨学金返済を抱えています。非正規の平均年収は 168 万円（※2012 年民間給与実態統計調査）。これでは奨学金返済は大変厳しいです。若者が奨学金を返済できず、苦しんでいます。

非正規労働者の割合



続きをしなければなりません。それらをすべてクリアしても、無利子貸与の 1 種奨学金は採用枠が限られているため、受給できない例も少なくないという実態があります。

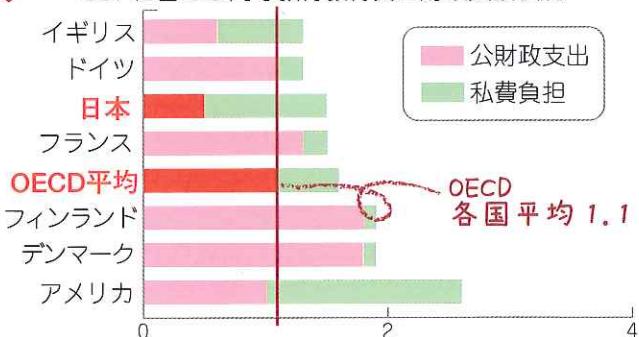
返済ができないと、債権回収会社がやってくる！？

奨学金を何らかの事情で 4 ヶ月延滞すると、債権回収会社がやってきます。そして、延滞が 9 ヶ月になると法的措置となり、裁判所が督促を発行します。病気で支払うことができなかつたという場合も問答無用です。もともと貸す際、返済能力を調査しない奨学金なのに、延滞すると債権回収会社がやってくる。ローンよりタチが悪いとも言えます。

救済措置は救済措置にあらず！

返済に困った人に対する救済制度はあります。これは、年収 300 万円以下の場合返済を最大 10 年間猶予するという制度ですが、トータルでの収入が 300 万円という設定のため、扶養家族、例えば子供がいたりする場合はほとんど役に立ちません。またあくまでも猶予なので、支払う年数が伸びるだけ。これでは救済措置とは言えません。

GDPに占める高等教育教育費の財政支援状況



給付型奨学金制度がある国

デンマーク・フィンランド・ノルウェー・ギリシャ・ハンガリー・ポーランド・チェコ・アイルランド・フランス・スロバキア・ドイツ・ルクセンブルク等

上記の国は授業料も無償！

※資料書「学生の経済的支援の在り方に關する検討会議」配布資料より

わたしたちは

すべての希望する学生が家庭の経済状況に関わらず高等教育をうけることができる

神奈川県高等学校教職員組合は奨学金の制度

国（文部科学省）に！

- ① 大学・専門学校等の授業料を低く抑えること。
 - ② 困窮した家庭の学生のために授業料減免枠を拡大すること。
 - ③ 給付型の奨学金を創設すること。
 - ④ 日本学生支援機構の奨学金の予約をしなくとも、進学後必要な学生が奨学金を確実かつ安心して利用できるよう、実態を把握し改善すること。またそのため必要十分な財源を確保すること。
 - ⑤ 有利子奨学金を廃止すること。
- (当面)
- ⑥ 有利子奨学金も所得連動返済型を導入すること。
 - ⑦ 無利子奨学金を拡充すること。

大学・専門学校等高等教育機関に！

- ① 入学後奨学金の申請をした学生には、納入金・授業料の納入期限の延長を行うこと。
- ② 授業料を低く抑えること。
- ③ 独自の給費生や給付型奨学金の制度を創設・拡充し、受験生に情報提供に努めること。

地方自治体に！

- ① 地域の活性化（大学・専門学校等高等教育機関は地域文化の中心であり、地域の大学・専門学校に通う学生の定着という効果も期待できる）という観点からも、自治体独自の給付型の奨学金制度を創設すること。
 - *たとえば 5年間居住することにより奨学金返済を肩代わりする。
 - *たとえば 子育て支援の一環として独自給付型奨学金を創設・拡充する。
 - *たとえば 介護職や保育職の養成機関で学ぶ学生の支援として給付型の奨学金を創設する。
- ② 奨学金返済に悩む人の相談窓口を開設すること。

企業等に！

- ① 社員が働きながら無理なく奨学金を返済できるようにより低利あるいは無利子の社内貸し付け制度を創設すること。
- ② 企業の社会貢献、また社員の福利厚生の一環として給付型の奨学金を創設・拡充すること。

神奈川県教委に！

- ① 県教委に学生支援機構奨学金を所管する担当窓口を置くこと。
 - *特に教職員が個人情報を扱わざるを得ない点について配慮すること。
- ② 奨学金を利用して進学した生徒の卒業後の実態や、教職員の奨学金業務で過重な負担が生じている実態をふまえ、文科省に制度改善を上申すること。
- ③ 困窮した家庭の生徒が安心して学び、進路を考えられるよう学校と福祉機関を結ぶスクールソーシャルワーカーの拡充をはかること。

提案します！

きるよう、高等学校の教職員が安心して生徒の進学をサポートできるように、制度改善のために次の施策を提案します。

日本学生支援機構に！

- ・奨学金は、困窮した家庭の学生に対する教育を支援することが目的であることをふまえ、家庭に負担をかけるような煩雜な収入に関する証明書の提出義務を改善することを提案します。
- ・教職員が生徒一人ひとりに向き合って進路指導にあたることができるように、予約奨学金の事務作業の簡素化を求めます。

- ① 所得（課税）証明の簡素化を図ること。
 - * 無職や扶養されている場合も父母両方の収入の証明が必要とされているが、扶養者の課税証明書の扶養控除で代替すること。
 - * 児童手当・児童扶養手当に関し、収入に加算することを廃止すること。
 - * 推薦の人物評価の欄を廃止すること。
 - * 減免制度等に関わる申請書類を簡素化すること。
 - * WEB入力を簡素化すること。
- ② 当該生徒・保護者・教職員に対する相談体制を充実させること。
- ③ 無利子奨学金に関しては、成績要件を緩和し、経済的要件をより重視した選考にすること。
- ④ 教職員が無理なく生徒支援にあたることができるよう、制度・システム改善のための現場からの意見集約の場を設けること。
- ⑤ 返済が滞った人に対する延滞金を廃止すること、当面はさらなる延滞金賦課率の改善を行うこと。
- ⑥ 債権回収方法を改善すること
- ⑦ 3か月返済が滞った場合、個人信用情報機関に登録する制度を廃止すること。
- ⑧ 奨学金返済の充当順位を延滞金⇒利子⇒元本から、元本⇒利子⇒延滞金の順に変更すること。
- ⑨ 個人保証を廃止し、機関保証を利用する場合の保証料を引き下げる。また、個人情報の扱いに関しては、十分プライバシーや人権に配慮すること。



奨学金がないと進学できない。
でも、卒業後就職できる保証はない。
給付型奨学金があれいながら。。。
ボクは一生懸命勉強したい。

私たちも奨学生問題に取りくみます！



神奈川県高等学校教職員組合 奨学生問題プロジェクトのとりくみ

神奈川県高等学校教職員組合は、奨学生問題プロジェクトを立ち上げ、若者の奨学生返済にかかる課題と、教職員の奨学生事務の過重負担の課題について、これまで情報収集、分析、問題提起に努めてきました。

活動その1

2014年9月、奨学生についての問題をまとめたリーフレットを作成し、組合員や市民への周知にとりくんできました。
全国の教職員組合などから、大きな反響をいただきました。
奨学生の問題の周知にとりくんでいます。

活動その2

30歳以下の教職員を対象にした「奨学生に関するアンケート」
予約奨学生事務担当者を対象とした事務負担のアンケートを行い、
課題を分析してきました。国と学生支援機構と
学校でとりくむことされる予約奨学生には様々な課題があることが
明らかになりました。

活動その3

これまでの間、連合、日教組、労福協等で、
奨学生の課題について全国に発信してきました。

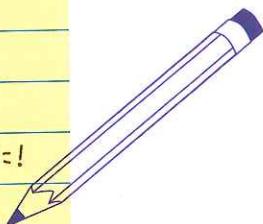
活動その4

2014年、2015年の神奈川県教研特別分科会で、神高教アンケートをもとに、
奨学生の課題やあり方、学校でできることなど、議論を深めました。

↓
奨学生の問題を多くの人に知ってもらうことができました。

神奈川県高等学校教職員組合の
奨学生問題プロジェクトは

すべての希望する学生が家庭の経済状況に関わらず
高等教育をうけることができるよう!
高等学校の教職員が安心して生徒の進学をサポートできるよう!
私たちはとりくんでいきます!



給付型奨学生制度の導入と無理のない返済制度を求める 全国署名にご協力お願いします！

現在、神高教は、中央労福協と連携し2015生活底上げ・福祉強化キャンペーンの一環として
給付型奨学生制度の導入と無理のない返済制度を求める全国署名を展開しています。
神奈川県域で50,000筆の署名を集めることを目標にとりくんでいます。

Staff

発行 神奈川県高等学校教職員組合

奨学生問題プロジェクト

成田恭子 影佐江里子

久世公孝 新倉正義

西村太朗 富貴大介 渡邊信喜

ラスト・デザイン 富貴大介

初版発行 2015年10月26日

改訂版発行 2015年12月17日

お問い合わせ

神奈川県高等学校教職員組合

〒220-0053

神奈川県横浜市西区藤棚町2丁目197

TEL 045-231-2479

<http://www.fujidana.com/>